平成２４年（フ）第８５号
兵庫県姫路市林田町上伊勢1137番地１　ジョイガーデン
債務者　瀬川　博仁
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９２号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中１丁目66番地３エステートピアⅡ101
債務者　松井かおり（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９５号
兵庫県姫路市飾磨区野田町171番地　リベール姫路駅南Ⅰ603号室
債務者　藤原　圭吾
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０５号
兵庫県姫路市網干区興浜1186番地16
債務者　小田　　大
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４７１号
広島県東広島市八本松町米満555番地
債務者　片山　勝治
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目19番27号　トラッド宮ノ陣Ｂ棟102号、前住所福岡県小郡市赤川666番地５
債務者　古園井桐江
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４０号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目19番27号　トラッド宮ノ陣Ｂ棟102号、前住所福岡県小郡市赤川666番地５
債務者　古園井義男
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４４号
福岡県久留米市津福本町1686番地98　セジュール江口102号
債務者　宮本　　均
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２０号
北九州市小倉南区徳力団地85番404号
債務者　小田　俊介
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２５号
福岡県北九州市小倉南区葛原東３丁目４番３号
債務者　島田　美好
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２６号
福岡県北九州市小倉南区葛原東３丁目４番３号
債務者　島田スミ子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４９号
北九州市八幡東区尾倉１丁目12番14号
債務者　渡部　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１６３号
北九州市八幡東区祇園１丁目10番13号
債務者　尾上父神人
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２５５号
鹿児島県鹿児島市草牟田町１番地８　みらいビル20Ａ
債務者　竹下みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８５号
鹿児島県鹿児島市伊敷８丁目３番22号　倉田ビル301号
債務者　前田真由美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９４号
鹿児島県鹿児島市長田町18番31号　有村アパート２Ｆ
債務者　山口　啓一
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３号
鹿児島県伊佐市菱刈川南528―１、住民票上の住所鹿児島県伊佐市菱刈徳辺1688番地
債務者　今村　八起
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係